## 山形県「新型コロナウイルス感染症」の相談について

山形県新型コロナウイルス感染症に関連するポータルサイト及び最新情報(4/5)より整理

- 1. 次の方は速やかにご相談をお願いします。
  - ○風邪の症状や37.5 度以上の発熱が4日(高齢者や基礎疾患のある方は2日)以上続いている
  - ○強いだるさ (倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある
- 2.「新型コロナ受診相談センター」では、受診までの間の感染拡大を防止するために、次のような 手順で受診案内を行っています。
  - (1)保健所が症状等をお聞きし、県指定の医療機関と調整を行います。
  - ②保健所から相談者へ受診いただく医療機関と、受診までの注意事項をお伝えします。
  - ③注意事項に従って、指定の医療機関(新型コロナ感染症外来)を受診いただきます。
  - (4) 医師が診察し、検査が必要な場合は保健所に依頼して検査を行います。



3. 感染が疑われる方の「相談連絡先」です。

※相談窓口は、4月6日(月)から下記のセンターに一本化されました。

相談窓口(コールセンター)	電話(毎日24時間対応・土日祝日含む(県内統一番号)	
新型コロナ受診相談センター	0120-88-0006(フリーダイヤル)	

※折り返し、地域の保健所から電話がいき、相談に対応します。

4. 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談窓口です。

居住地	担当	電話(平日8:30~17:15)
山形県庁	健康福祉企画課薬務・感染症対策室	023-630-2315
山形市	山形市保健所	023-616-7274
村山地域(山形市除く)	村山保健所	023-627-1100
最上地域	最上保健所 地域保健福祉課	0233-29-1268
置賜地域	置賜保健所 生活衛生課	0238-22-3002
荘内地域	庄内保健所 保険企画課	0235-66-4920